海老名市PPP/PFI手法導入優先的検討方針

1 目的

この方針は、公共施設等の整備等に多様なPPP/PFI手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続きを定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

この方針用語の定義は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)の例による。

3 対象とするPPP/PFI手法

この方針の対象とする主なPPP/PFI手法は、次に掲げるものとする。

①民間事業者が公	公共施設等運営権方式		
共施設等の運営	指定管理者制度		
を担う手法	包括的民間委託		
	0 (運営等 Operate) 方式		
②民間事業者が公	BTO 方式 (建設 Build - 移転 Transfer - 運営等 Operate)		
共施設等の設計、	BOT 方式 (建設 Build - 運営等 Operate - 移転 Transfer)		
建設又は製造及	BOO 方式 (建設 Build - 所有 Own - 運営等 Operate)		
び運営等を担う	DBO 方式 (設計 Design - 建設 Build - 運営等 Operate)		
手法	RO 方式 (改修 Rehabilitate -運営等 Operate)		
	ESCO 事業 (Energy – Service - Company)		
③民間事業者が公	BT 方式 (建設 Build - 移転 Transfer) (民間建設買取方式)		
共施設等の設計	民間建設借上方式		
及び建設又は製			
造を担う手法			

4 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき。
- (2) 公共施設等の運営等の見直しを行うとき。
- (3) 未利用市有地等の公有財産の有効活用を検討するとき。

(4) その他公共施設等の整備等の方針を検討するとき。

5 優先的検討の対象とする事業

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象と する。

- (1) 次のいずれかに該当する事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を 含むものに限る。)
 - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

6 対象事業の例外

次のいずれかに該当する公共施設等整備事業については、項目 5 にかかわらず、優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- (4) 既に事業に着手している又は既に実施手法が計画等により決定している公 共施設整備事業
- (5) その他 P P P / P F I 手法を導入することにより、公共性及び公益性を確保することが難しいと認められる公共施設整備事業

7 適切なPPP/PFI手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業については、項目9の簡易な検討 又は項目10の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、 当該事業の品質確保に留意しつつ、当該事業の実施に当たり最も適切と考えら れる候補となるPPP/PFI手法(以下、「採用手法」という。)を選択するも のとする。

この場合において、一つの採用手法を選択することが困難であるときは、複数のPPP/PFI手法を選択できるものとする。

8 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法等が次の各号に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次の各号 に定めるところにより、当該手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 指定管理者制度
 - 項目9の簡易な検討及び項目10の詳細な検討の省略
- (2) 施設整備業務の比重が大きい場合における当該手法 項目9の簡易な検討を省略し、項目10の詳細な検討を実施
- (3) 運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における当該手法項目9の簡易な検討を省略し、項目10の詳細な検討を実施
- (4) 民間事業者からPPP/PFI手法の採用に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と当該PPP/PFI手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該PPP/PFI手法の導入が適切であるとされている場合における当該手法項目9の簡易な検討を省略し、項目10の詳細な検討を実施

9 簡易な検討

詳細な検討に先立ち、採用手法について、次に掲げる簡易な評価を行うものとする。

この結果、採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行わないものとする。

(1) 費用総額の比較による評価

様式例「PPP/PFI手法簡易評価調書」を参考に、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用等の総額(以下、「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

項目7において複数のPPP/PFI手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

(2) その他の手法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難である ときは、(1)にかかわらず、次に掲げる評価により採用手法の導入の適否を評価 することができるものとする。

- ア 市民サービスの向上可能性を踏まえた評価
- イ 事業目的の達成実現性を踏まえた評価
- ウ 民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用可能性を踏まえた評価
- エ 民間事業者の参画意向又は意見を踏まえた評価
- オ 類似事例の調査を踏まえた評価
- カ 制度的制約の有無を踏まえた評価
- キ その他公的負担の抑制につながることが客観的に判断できる評価

10 詳細な検討

項目9の簡易な検討において評価手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業については、必要に応じ、専門的な外部コンサルタントを活用する等により要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の算定を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

11 評価結果の公表

簡易な検討又は詳細な検討でPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、導入しないこととした旨及び評価内容について、公表するものとする。

12 検討組織

本方針に基づく検討は行財政改革推進委員会において行う。

【様式例】

PPP/PF I 手法簡易評価調書

1 対象事業の概要等

事業名					
事業所管課					
整備等の区分	□建設	□改修	□運営等	□その他()
事業の目的及び					
内容					

2 定量評価

		従来型手法 (公共施設等の管理者等 が自ら整備等を行う手 法)	採用手法 (候補となるPPP/PF I手法)
1	整備等(運営等を 除く。)費用		
	<算出根拠>		
2	運営等費用		
	<算出根拠>		
3	利用料金収入		
	<算出根拠>		
4	資金調達費用		
	<算出根拠>		
(5)	調査等費用		
	<算出根拠>		
6	税金		
	<算出根拠>		
7	税引後損益 (民間の利益配当)		
	<算出根拠>		

	従来型手法 (公共施設等の管理者等 が自ら整備等を行う手 法)	採用手法 (候補となるPPP/PF I手法)
合計 (①+②+④~⑦-③)		
現在価値に 割り引いた合計		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

3 PPP/PFI手法の導入の適否

適否	□適	□否
理由		

[※]定量評価の実施に当たっては、内閣府作成「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き」等を参考にしてください。

[※]表について、事業の特性により行列が足りない等の不具合がある場合には場合には、適宜加除 等の加工を行い、ご活用ください。